

7月から9月は「道路愛護月間」です



道路は、日常生活に欠かすことのできない最も基本的な公共施設ですが、あまりに身近なため、その重要性が見過ごされがちです。この機会に道路の大切さや私たち自身ができることを考えてみませんか。

問合せ 建設管理課管理調査係（市役所第二庁舎内／内線113）

各総合支所建設課（菖蒲・内線282／栗橋・内線254／鷺宮・内線236）

8月10日は 「道の日」です

国では、8月10日を「道の日」と定めるとともに、毎年8月1日から31日を「道路ふれあい月間」としています。この機会に、日ごろ何気なく使っている道路のことを、これまでと違った視点で見直してみましょう。

自転車の放置、路上駐車、 ポイ捨て等はやめましょう

どんなときも歩行者や車が安全に気持ちよく通行できるよう、自転車の放置、路上駐車、ゴミのポイ捨て等はやめましょう。

一人一人が道路を大切に思う気持ちを持って、マナーを守ることによって道路はさらに快適で安全な場所になります。

きれいな街並みに しましょう

各地区の区長を中心として、道路側溝の清掃、道水路の除草、道路上に放置されている物件の片付け等をお願いします。ぜひ、皆さんもご参加ください。

※平成25年の道路愛護月間中は1万7,853人のご参加をいただきました。

皆さんの手をお貸しく下さい！

市では、「違反簡易広告物除却推進団体」と「道路里親（住民団体）」を認定し、これらの団体の活動によって快適で美しい街並みが保全されています。住みやすいまちづくりを推進するために皆さんのご協力をお願いします。

●違反簡易広告物除却推進団体を募集

道路上にある街路樹や電柱に不動産・金融・風俗などの貼り紙、貼り札、立て看板等が貼り付けてあるのを見かけますが、これは屋外広告物といわれるもので違反行為です。違反広告物は、まちの持つ美しさを著しく損なうこととなります。

市では年2回の一斉撤去と日常撤去を実施するとともに、市民の皆さんの手で撤去を行う「違反簡易広告物除却推進団体」を募集していますので、お問い合わせください。

●道路里親を募集

市では、市道において自発的に清掃美化活動を行う住民団体等を「道路里親」として認定し、市民の皆さんと行政が協力して快適で美しい道路環境づくりを推進しています。「道路里親」に対し、市では次の支援を行っています。

支援内容

- ①清掃道具の貸し出し
- ②ビニール袋、軍手、帽子等の支給
- ③要望に応じて団体名入りの表示板の設置

※応募方法については市ホームページをご覧ください。上記の問い合わせ先にお問い合わせください。